



紋別署交通NEWS

ストップ・ザ・交通事故

令和7年7月24日
発行：紋別警察署
地域・交通課
電話：0158-23-0110
NO.41

命を守るヘルメット！



道路交通法第63条の11

自転車の運転者は、乗車用ヘルメットをかぶるよう努めなければならない。

令和5年4月1日から自転車乗車時のヘルメット着用が努力義務化されました。自転車は、気軽に乗れて利便性の高い乗り物ですが、体が外部にさらされており非常に危険です。

このため、交通事故の被害を軽減するためには、特に頭部を守ることが重要です。

自転車用ヘルメットは、様々な色・形がありますので、お気に入りのヘルメットを見つけてみてはいかがでしょうか。

大切な命を守るために、子どもにヘルメットを着用させることはもちろん、大人もヘルメットの着用に努めましょう！！



自転車安全利用五則

～令和4年11月1日より内容変更～

- 1 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
- 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 3 夜間はライトを点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメットを着用

